

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

|          |  |     |          |
|----------|--|-----|----------|
| No       | 2  |     | 府省庁名 防衛省 |
| 対象税目     | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（軽油引取税）</span>   |     |          |
| 要望項目名    | 米軍等行動関連措置法等に基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設  |     |          |
| 要望内容（概要） | <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>自衛隊が使用する船舶の動力源に用いる軽油を調達する際には、地方税法附則第12条の2の7第1項第1号の規定に基づき、課税免除の特例措置を受けているが、同法においては、課税免除の特例措置を受けている軽油（以下「免税軽油」という。）を第三者に譲渡する場合、同法第144条の3第1項第3号の規定により、軽油引取税が課税（みなす課税）されることとなるとともに、当該譲渡に先立って都道府県知事の承認を得ることとされているところである。</p> <p>その一方で、自衛隊が保有する免税軽油について、豪州との間で締結した物品役務相互提供協定（ACSA）に基づき、豪軍に提供した場合は、地方税法上の課税免除の特例措置（譲渡に先立って得る都道府県知事の承認の免除を含む。以下同じ。）を受けてきている。</p> <p>平成28年3月に平和安全法制が施行されたことにより、米軍等行動関連措置法、重要影響事態法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等の場面及び対象国が拡大した。</p> <p>これらの各場面において、自衛隊が保有する免税軽油を提供する場合には、地方税法上の軽油の第三者への譲渡に該当するため、軽油引取税が課税（みなす課税）されるとともに、当該譲渡に先立って都道府県知事の承認を得る必要が生じることとなる。</p> <p>これらの後方支援活動等は我が国及び国際社会の平和と安全に資するものであるため、その円滑な実施を確保するため、豪州との間で締結したACSAに基づく提供と同様、地方税法上の課税免除の特例措置を受けることが必要であると考え。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>米軍等行動関連措置法、重要影響事態法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、自衛隊が保有する免税軽油を提供する場合の課税免除の特例措置の創設</p>                             |     |          |
| 関係条文     | <p>地方税法第144条の3、地方税法附則第12条の2の7、地方税法施行令附則第10条の2の2、地方税法施行規則附則第4条の7</p>  |     |          |
| 減収見込額    | <p>[初年度] － [平年度] －</p> <p>[改正増減収額] －</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>  |     |          |
| 要望理由     | <p>（1）政策目的</p> <p>国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国との協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していくこと。</p> <p>緊急のニーズが生じた場合、諸外国の軍隊等に対し、現場で必要な軽油を追加的財政負担なく迅速に融通することを可能とすることで、運用の柔軟性を確保し、効率的な活動を行うこと。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>下記閣議決定文書にも記載されているように、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国及び国際社会の平和と安全に資する後方支援活動等において運用の柔軟性を確保しつつ効率的な活動を行う必要がある。</p> <p>○ 国家安全保障戦略（閣議決定：平成25年12月17日）Ⅱ 国家安全保障の基本理念（抄）</p> <p>「現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや、我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることを鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、<u>国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。</u>……（中略）…第1の目標は、<u>我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うす</u></p> |     |          |
|          | ページ  | 2—1 |          |

るために、必要な抑止力を強化し、我が国に直接脅威が及ぶことを防止するとともに、万が一脅威が及ぶ場合には、これを排除し、かつ被害を最小化することである。第2の目標は、日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実質的な安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減することである。第3の目標は不断の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、反映する国際社会を構築することである。」

○ 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱(閣議決定:平成25年12月17日)(抄)

「(Ⅲ我が国の防衛の基本方針 1 基本方針)・・・総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化するとともに、外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化しつつ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図る。」

「(Ⅲ我が国の防衛の基本方針 2 我が国自身の努力)・・・一層厳しさを増す安全保障環境の下、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努める・・・また、各種事態の発生に際しては、政治の強力なリーダーシップにより、迅速かつ的確に意思決定を行い、地方公共団体、民間団体等とも連携を図りつつ、事態の推移に応じ、政府一体となってシームレスに対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜く。」

「(Ⅳ防衛力の在り方 1防衛力の役割)・・・各種事態に適時・適切に対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くため・・・各種事態に対しては、その兆候段階からシームレスかつ機動的に対応し、その長期化にも持続的に対応し得る態勢を確保する。また、複数の事態が連続的又は同時並行的に発生する場合においても、事態に応じ、実効的な対応を行う。・・・我が国の主権を侵害し得る行為に対して実効的かつ機動的に対応するとともに、当該行為が長期化・深刻化した場合にも、事態の推移に応じシームレスに対応し、我が国周辺海空域の防衛及び安全確保に万全を期す。・・・島嶼部に対する攻撃に対しては、安全保障環境に即して配置された部隊に加え、侵攻阻止に必要な部隊を速やかに機動展開し、海上優勢及び航空優勢を確保しつつ、侵略を阻止・排除し、島嶼への侵攻があった場合には、これを奪回する。その際、弾道ミサイル、巡航ミサイル等による攻撃に対して的確に対応する。・・・弾道ミサイル発射に関する兆候を早期に察知し、多層的な防護態勢により、機動的かつ持続的に対応する。・・・我が国周辺において、常続監視や訓練・演習等の各種活動を適時・適切に実施することにより、我が国周辺を含むアジア太平洋地域の安全保障環境の安定を確保する。また、同盟国等と連携しつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練・演習、能力構築支援等を多層的に推進し、アジア太平洋地域の域内協力枠組みの構築・強化を含む安全保障環境の安定化のための取組において 重要な役割を実効的に果たす。」

○ 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について(閣議決定:平成26年7月1日)(抄)

「我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。」

本要望に  
対応する  
縮減案

—

|     |                            |   |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け          | <p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第4718号。26. 3. 31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標：国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野：総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化</p> <p>諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進、グローバルな安全保障環境の改善</p> <p>施策：周辺海空域における安全確保<br/>島嶼部に対する攻撃への対応<br/>弾道ミサイル攻撃への対応<br/>国際平和協力活動の実施</p> |
|     | 政策の達成目標                    | <p>米軍等行動関連措置法、重要影響事態法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、諸外国の軍隊等に提供する免税軽油について、追加的財政負担なく融通することを可能とし、運用の柔軟性を確保し、効率的な活動を行うことにより、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うし、又は、他国との安全保障協力を推進し、安全保障環境の改善を図る。</p> <p>(※軽油提供ニーズはアドホックに発生するものであり、定量的な測定指標[軽油提供回数や提供量]を設定することは困難である。)</p>   |
|     | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間          | 船舶の動力源の軽油引取税の課税免除の特例措置と連動(H30.3.31 まで)  |
|     | 同上の期間中の達成目標                | ニーズが発生した場合に、課税負担なく速やかに軽油を提供すること   |
|     | 政策目標の達成状況                  | —   |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み                | 米軍等行動関連措置法、重要影響事態法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等における軽油の提供は、オペレーション上のアドホックなニーズに基づくため、将来の適用数等の推計は困難である。   |
|     | 要望の措置の効果見込み<br>(手段としての有効性) | <p>本措置により、米軍等行動関連措置法、重要影響事態法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において諸外国の軍隊等に対する軽油の提供を追加的財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整による時間の消費なく実施できることとなり、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすることにつながり、また、より一層、友好国との安全保障協力が進展し、活動自体もより効果的なものとなる。</p> <p>今般の租税特別措置が創設されなかった場合、緊急時の迅速な軽油提供に支障が生じ、円滑なオペレーションの実施が阻害され、我が国の平和と安全の維持やその存立を全うできないおそれがあり、また、諸外国の軍隊等との安全保障協力が後退するおそれがある。</p>  |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置          | 日豪ACSAに基づき豪軍の船舶の動力源に供するため提供される免税軽油について、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。<br>(平成27年度税制改正大綱)  |
|     | 予算上の措置等の要求内容及び金額           | なし  |
|     | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係        | —   |
|     | 要望の措置の妥当性                  | <p>米軍等行動関連措置法、重要影響事態法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において諸外国の軍隊等に対する軽油の提供を円滑化することで得られる安全保障上の利益は、全自治体、全住民に裨益するものであり、租税特別措置等によって措置することが妥当。</p> <p>また、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすることや安全保障環境を改善することに鑑みれば、諸外国の軍隊等に対して提供される軽油について軽油引取税(みなす課税)を免除し、都道府県知事の事前承認にかからしめないことに妥当性がある。</p> <p>加えて、各場面における軽油の提供ニーズはアドホックに発生するため、予めその数量を決定することが不可能であり、軽油引取税について予め予算措置をとることも難しく、税制上措置することが妥当。</p>  |

|  |  |
|--|--|
| 税負担軽減措置等の適用実績                          | —  |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | —  |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）            | <p>米軍等行動関連措置法、重要影響事態法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、諸外国の軍隊等に対して税負担なく迅速に軽油を融通することで、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすることや、他国との安全保障協力を推進し、安全保障環境の改善につながり、その効果は大きく、軽油引取税の減収額を上回る政策上の利益を得ることができる。</p> <p>また、この効果は、全自治体・全住民に裨益する。</p> |
| 前回要望時の達成目標                             | —  |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由            | —  |
| これまでの要望経緯                              | —  |